

## 学校いじめ防止基本方針

本基本方針は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外におけるいじめの未然防止の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

### 1 いじめの定義及び基本理念

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【留意点】

- いじめに当たるか否かは、受けた児童生徒の立場にたった観察が必要。
- 児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断することが必要。
- 学校組織で情報を共有して対応することが必要。

#### (2) いじめ防止のための基本理念

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。
- ・いじめは、どの児童・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題にまったく無関係と言える児童はない。学校はいじめの問題にかかる対象は全児童と考える。
- ・いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し教職員が一丸となって組織的に対応する必要がある。

### 2 学校いじめ防止対策組織

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 名 称 | 校内いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会)  |
| (2) 構成員 | ○校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・教育相談担当・養護教諭・<br>関係教職員 S C   |
| (3) 会開催 | 月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）  |
| (4) 内 容 | 上記組織は以下の役割を担う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正</li> <li>②いじめの相談・通報の窓口</li> <li>③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有</li> <li>④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施</li> </ul> <p>*重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。</p> |

- (5) 事務局 ○教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭  
＊日常的な相談・対応の窓口、組織の中核となる。

### 3 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るということを踏まえ、心のコミュニケーション能力を育み規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。

#### (1) 予防対策

教育活動全般をとおして、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

- ①授業の充実
- ②特別活動・道徳教育の充実
- ③人権教育の充実
- ④教育相談の充実
- ⑤情報教育の充実
- ⑥保護者・地域との連携

#### (2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校作りを目指す。
- ②児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようする。
- ③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

### 4 いじめの早期発見と相談・通報

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早期に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知を行う。

＜いじめ防止のための主な活動計画＞

4月	家庭確認（希望者は面談）	9月	教育相談旬間
6月	教育相談旬間	12月	人権教育週間
6月下旬	学校生活アンケート	12月中旬	学校生活アンケート
7月	保護者面談	1月	教育相談旬間

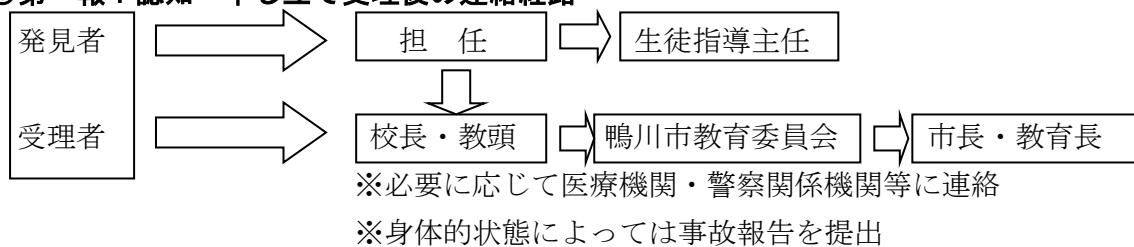
- 授業時間・休み時間・放課後等の観察
- 「相談箱」等いじめに関する窓口の常設
- いじめ対応に関する研修の実施

### 5 いじめを認知した場合の対応

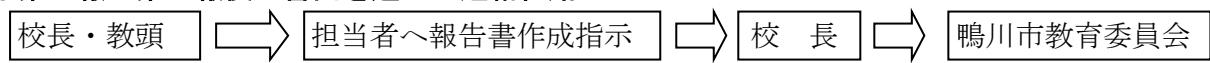
いじめを発見した場合・通報を受けた場合には、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童を守り通すことを最優先とし、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

### (1) 対応の流れ

#### ◎第一報：認知・申し立て受理後の連絡経路



#### ◎第二報：第一報後の書面を通じた連絡経路



◇報告書作成手順と報告書の内容◇

手順：担当による聞き取り等 ⇒ 事実確認 ⇒ 書面 ⇒ 校長・教頭の確認

内容：①いつ・いつから ②誰が・誰から ③どんないじめ ④認知後の学校の対応

(誰が 誰に対して どのような対応をし どのような結果になったか)

今後どのような対策をとるか)

### (2) いじめの解消

いじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とはできない。

少なくとも**次の2点**が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む）がやんでいる状態が、少なくとも3か月を超えていていること。いじめの重大性によっては、さらに長期を要する場合がある。

○いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

① 生命、心身又は財産に重大な被害があるとき

児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

② 相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

不登校の期間が30日（日数だけでなく、個々のケースを十分に把握する）

### (2) 対応・報告・調査

① 校内いじめ対策委員会を開くとともに、鴨川市教育委員会を経由し市長へ報告する。

② 被害者の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を行う。

③ 市長が判断した重大事態の調査主体に応じ、調査を行う。

ア 学校主体 「校内いじめ対策委員会」

構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当職員・養護教諭

P T A会長・学校運営評議員・学校医

イ 教育委員会主体 「鴨川市いじめ問題対策調査会」

構成員 医療・心理・福祉・人権若しくは教育に関する者又は教育委員会が必要と認める者

## 7 公表・点検・評価

- 学校いじめ防止基本方針は学校のホームページに公表する。
- 児童及び保護者へのアンケート調査、学校評価を活用し、学校でのいじめ問題への評価を行う。
- 評価を分析し、取組の見直しを行う。